

新 NPO 寄附税制の活用を

坪郷 實（早稲田大学）

特定非営利活動促進法の改正（2012年4月1日施行）により、NPO 法人に関する事務は、一元的に都道府県と政令指定都市自治体が行う体制へと移行した。従来二つ以上の都道府県に事務所を設置する NPO 法人については内閣府が認証を行っていたが、都道府県が行うようになった。さらに、以下で述べる認定 NPO 法人の認定も、従来の国税庁長官による認定制度から都道府県長または政令指定都市の長が行うようになった。大阪府や神奈川県など、政令指定都市があるところでは、それぞれが一元的に NPO 法人に関する事務を行う。

東京都が認証した NPO 数は、2012年6月末現在で、9172 である。都道府県別では、広域や全国レベルで活動する NPO も多く含まれているため、東京都が最も多い数字である。それに続くのは、大阪府 3199(大阪府認証 1581、大阪市認証 1386、堺市認証 232)、神奈川県 3099(神奈川県認証 1291、横浜市認証 1316、川崎市認証 320、相模原市認証 172) である。このコラムでは、関連情報として、NPO 寄附税制の改正とその活用について述べたい。

NPO 法改正と 2011年6月30日施行の分離税制改正法によって、「市民公益税制の画期的な改革」が行われた。NPO 法人に焦点を当てると、今回の改正の重要な点は、NPO 寄附税制が適用される「認定 NPO 法人」制度の改正が行われたことである。NPO 法人数は、毎年増加し、2011年12月末時点で 44,291 法人に増大したのに対して、「公益の増進に資する」として寄付税制が適用される認定 NPO 法人数は、2012年1月1日時点で 242 法人と NPO 法人全体の僅か約 0.55% に過ぎなかった。そのため、今回の改正で、認定 NPO 法人制度の大きな見直しが行われた。

第 1 に、NPO 法人は、次のような新しいパブリック・サポート・テスト（「広く市民の支援を受けているかどうかを判断する基準」）を選択できるようになった。従来の「寄附金の総収入に占める割合が 5 分の 1 以上」という相対値基準に加えて、「年平均で事業年度に 3,000 円以上の寄附を 100 人以上から受ける」という絶対値基準、「事業所のある自治体の条例による個別指定を受ける」という条例による個別指定のいずれかを選択できる。

第 2 に、設立後 5 年以内の NPO 法人に関しては、財政基盤が脆弱な法人が多いという現状から、スタートアップ支援として上記のパブリック・サポート・テストを免除する仮認定制度が設けられた。有効期間は 3 年間である。なお、経過措置として、この改正法施行後 3 年間は、設立後 5 年を超える法人も仮認定を受けられる。従って、NPO 法人の認証後 5 年以上たつ NPO 法人もこの制度の適用を受けることができる。

第 3 に、自治体が条例で指定した NPO 法人に対してパブリック・サポート・テスト要件を免除することができ、条例で指定した NPO 法人への寄附金を個人住民税の寄付控除の対象にできる。このように自治体が主体的に NPO 法人を促進する制度ができている。

例えば、A さんが、税額控除方式を選択し、条例が制定されている場合、認定 NPO 法人に 5,000 円を寄附すると、「(5,000 円 - 2,000 円) × 40%」である 1,200 円が税額控除（所得税）される。さらに、自治体の条例制定による地方税（個人住民税）10%の 300 円の控除を合わせると、寄附をした額から 2,000 円を引いた 50%の 1,500 円の控除が可能になる。

このように、自治体ごとに、地域の実情に応じて、NPO の促進を行うことができる体制への転換が行われた。自治体がこうした条例制定をする動きを作っていくことが重要である。パブリック・サポート・テストに絶対値基準が導入されたことは、事業収入が多い NPO 法人にとっても、認定 NPO 法人を取得する機会となるであろう。寄附をする市民には、税額控除方式を選択することにより、控除額が容易に計算できることになる。このような点から、今回の改正は、市民による寄附文化を作っていく動きが活発になるきっかけになると考える。この制度を活用する NPO からの動きと市民個人からの動きがうまくかみ合い、さらに自治体が条例制定に動き出すことが必要である。